

官公需法に基づく「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成28年8月
中小企業庁

官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）第4条に基づく「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、閣議決定。

1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成27年度実績	平成28年度目標
官公需総額	7兆1,052億円	7兆0,442億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆6,316億円	3兆8,791億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.1%	55.1%

（参考）官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約の目標

<目標>

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、3年間で倍増とするよう努める。

<実績>

平成27年度実績 契約金額 1,190億円、契約比率 1.67%

2. 平成28年度に新たに講ずる主な措置

- ① 中小企業・小規模事業者向け契約目標
今後、中小企業庁が、契約の実績比率が大きく低下している機関等に対して、改善に向けた取組を聴取する。
- ② 熊本地震の被災地中小企業・小規模事業者に対する配慮
官公需契約において、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成等の措置を講ずる。
- ③ 中小建設業者に対する配慮
必要な工期を確保するための国庫債務負担行為の活用等により、施工時期の平準化を図るなど、特段の配慮を払う。
- ④ 低入札価格調査制度の適切な活用等
地方公共団体の役務等の発注に際し、ダンピング受注防止の観点から、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用が促進されるよう努める。
- ⑤ 新規中小企業者の活用に関する事項
「ここから調達サイト」の運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため必要な情報提供の充実に努める。